



2022年3月22日

各位

会社名 コーナン商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長 疋田 直太郎  
(コード：7516 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役上席執行役員 成田 幸夫  
(TEL 06 - 6397- 1622)

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、2017年5月25日開催の第40期定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度（以下「現制度」という）の改定に関する議案を、2022年5月26日開催の第45期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）に付議すること（以下「本議案」という）を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1、改定の概要

当社は、2017年5月25日開催の第40期定時株主総会において、第6号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件」としてご承認いただき、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、現制度を導入しております。

その際、譲渡制限期間については、「本割当契約により割当てを受けた日より1年間から3年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」として承認いただいておりますが、本定時株主総会において「本割当契約により割当てを受けた日より当社の取締役、またはその他当社取締役会で定める地位を退任する日までの期間」に改定する旨を付議いたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、現制度における譲渡制限期間の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

なお、本議案を原案通りご承認いただくことを条件に、改定前の譲渡制限付株式の付与のための報酬として既に付与済みの譲渡制限付株式についても、同様に変更を行います。

## 2、改定の目的及び条件

今般の改定は、対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的とするものであり、対象取締役の譲渡制限期間を改定するものであることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

## 3、その他

上記の改定点のほか、現制度における内容に変更はございません。導入時の現制度内容については、2017年3月21日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上